

公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、公益社団法人大阪労働基準連合会（以下「本部」という。）北大阪労働基準協会支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 支部は事務所を大阪府枚方市に置く。

(目 的)

第3条 支部は本部の方針に基づき、支部として事業場における適正な労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るための活動を促進することにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 支部は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 労働災害防止のための労働安全衛生法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること
- (2) 労働者の福祉の向上のための労働基準法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること
- (3) 上記の目的を達成するための労働基準法、労働安全衛生法等の正しい知識の普及啓発に関すること
- (4) その他、前各号の目的を達成するために必要なこと

2 当支部は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（公益法人法第5条第7号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

- (1) 労働災害防止及び労働衛生等に関する書籍等の販売等の物販の事業
- (2) 公益目的で使用する団体・個人に対する協会施設の貸与に関すること
- (3) その他、前各号に掲げる事業に関連すること

3 前各号に規定する事業は、大阪府内において行うものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 会員は、北大阪労働基準監督署の管轄地域内に所在し、支部の目的に賛同して入会した事業場、その他の団体又は個人とする。

(入 会)

第6条 支部の会員になるには、所定の申込書を提出し、支部長の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 会員は、第11条に定める支部総会の決議を得て別に定める規則により会費を納入しなければならない。

2 徴収した会費及び寄付された金品は、会員が退会または除名された場合においても返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、所定の「退会届」を支部長に提出することにより、任意に退会することができる。その際、会費の未納がある場合は、未納額を完納しなければならない。

2 会員は、次に該当した場合には退会したものとみなす。

(1) 会員事業場が解散したとき

(2) 会費の納入義務を遂行しないとき

(3) 会員のすべてが同意したとき

(除 名)

第9条 会員は、次に該当したときは、支部総会の決議により除名を求めることができる。

(1) 支部の目的の達成、又は業務の運営を妨げたとき

(2) 支部の会則に違反、又は名誉をき損する行為をしたと認められたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、支部長はその旨を通知しなければならない。

(届 出)

第10条 会員は、その名称、代表者の氏名又は所在地を変更したときは、遅滞なくその旨を支部長に届け出なければならない。

第3章 支部役員

(支部役員)

第11条 支部に次の役員を置く。

(1) 支部理事 15名以上24名以内

(2) 支部監事 2名

2 支部理事のうち1名を支部長、若干名を副支部長とする。

(支部役員の選任)

第 12 条 支部理事及び支部監事は、支部総会の決議により選任する。

2 支部長及び副支部長は、支部理事会の決議によって、支部理事の中から選定する。

3 支部理事のうち、支部理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、支部理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 支部の監事には、この支部の支部理事及びこの支部の使用人が含まれてはならない。また、各支部監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(支部理事の職務及び権限)

第 13 条 支部理事は、支部理事会を構成し、この会則で定めるところにより職務を執行する。

2 支部長及び副支部長は、この会則に定めるところにより、支部を代表し、その業務を執行する。

(支部監事の職務及び権限)

第 14 条 支部監事は、支部理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 支部監事は、いつでも、支部理事及び使用人に対して事業の報告を求め、支部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(支部役員の任期)

第 15 条 支部理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 支部監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した支部理事又は支部監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 支部理事または支部監事は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、支部理事又は支部監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬)

第 16 条 支部理事及び支部監事は、無報酬とする。

第 4 章 支部総会

(構成)

第 17 条 支部総会は会員をもって構成する。

(種類及び開催)

第 18 条 支部総会は、定時支部総会及び臨時支部総会とする。

2 定時支部総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時支部総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 19 条 支部総会は、支部理事会の決議に基づき、支部長が招集する。

2 支部総会の招集は、開催日の 14 日前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 会員の 5 分の 1 以上から、支部総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求が支部理事会にあったときは、支部長は臨時総会を開催しなければならない。

(議 長)

第 20 条 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。支部長に事故等による支障があるときは、支部総会に出席した会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 21 条 支部総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 22 条 支部総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 会則の変更

(4) 解散

(総会の議決委任)

第 23 条 やむを得ない理由のため、支部総会に出席できない会員は、予め通知された事項に関する限り、書面をもって議決し、または他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議事項)

第 24 条 支部総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 支部役員の選任及び解任

(3) 支部に係る事業計画及び実施結果報告、収支計算書類の承認

(4) 会則の変更についての審議・答申

(5) 支部の運営に関する重要事項

(6) その他、支部長が必要と認めた事項

(議事録)

第 25 条 支部総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、支部長及びその総会において選任した議事録署名人 2 名が記名押印又は署名するものとする。

第 5 章 支部理事会

(構成)

第 26 条 支部に支部理事会を置く。

- 2 支部理事会は、すべての支部理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 支部理事会は、次の職務を行う。

- (1) 支部長及び副支部長の選任及び解任
- (2) 支部長及び副支部長並びに支部理事から提出された議題についての審議
- (3) 支部の運営に係る重要事項の審議
- (4) 本部理事候補者の推薦

(種類及び開催)

第 28 条 支部理事会は、通常支部理事会及び臨時支部理事会とする。

- 2 通常支部理事会は、毎年概ね 4 月の時期に開催する。
- 3 臨時支部理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 支部長が必要と認めたとき
 - (2) 支部長以外の支部理事から支部長に対し、支部理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を支部理事会の日とする支部理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした支部理事が招集するとき
 - (4) 支部監事から支部長に対し、支部理事会の招集の請求があったとき
 - (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を支部理事会の日とする支部理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした支部監事が招集するとき

(招集)

第 29 条 支部理事会は支部長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により支部理事が招集する場合及び前条第 3 項第 5 号により支部監事が招集する場合を除く。

- 2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、副支部長が支部理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(決 議)

第 31 条 支部理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する支部理事を除く
支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 32 条 支部理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した支部長及び副支部長並びに支部監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 支部事務局並びに支部部会

(職員)

第 33 条 支部に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名、職員若干名を置く。

3 事務局の運営に関する規程は支部理事会の決議を得て支部長がこれを定める。

4 事務局長は事務局を統括する

(部 会)

第 34 条 支部は、第 4 条の事業を行うため、労務部会、安全部会及び衛生部会並びに
支部理事会が必要と認めた部会を置く。

2 部会の名称、組織、運営等に関する事項は支部理事会の承認を得て支部長が定める。

第 7 章 資金管理等

(事業年度)

第 35 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計処理)

第 36 条 支部の会計処理は、本部会計処理規程に基づくものとする。

(会計責任者)

第 37 条 支部の会計責任者は支部長とし、出納管理は支部事務局長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 支部の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始前に支部長が
作成し、支部理事会の決議を得て直近の支部総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類
を作成し、支部監事の監査を受けた上で支部理事会の承認を受けなければならない。
い。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

（資 金）

第 40 条 支部の資金は、支部会費、事業収益等をもってこれに充てる。

2 支部長は、必用なときに本部に資金申請を行う。

3 資金は、支部長が管理する。

第 8 章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第 41 条 本会則は、支部総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 42 条 支部は、支部総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 43 条 支部は、活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。

（個人情報の保護）

第 44 条 支部は、業務上知りえた個人情報の取り扱いに万全を期すものとし、情報漏えい、滅失又はき損やシステムへの不正侵入等の事故を発生もしくは発見したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 本会則に定めるもののほか、支部運営に必要な事項は支部理事会の決議によって別に定める。
- 2 この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

（資 金）

第 40 条 支部の資金は、支部会費、事業収益等をもってこれに充てる。

2 支部長は、必用なときに本部に資金申請を行う。

3 資金は、支部長が管理する。

第 8 章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第 41 条 本会則は、支部総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 42 条 支部は、支部総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 43 条 支部は、定款第 44 条に基づき活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。

（個人情報の保護）

第 44 条 支部は、業務上知りえた個人情報の取り扱いに万全を期すものとし、情報漏えい、滅失又はき損やシステムへの不正侵入等の事故を発生もしくは発見したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 本会則に定めるもののほか、支部運営に必要な事項は支部理事会の決議によって別に定める。
- 2 この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

